

学校いじめ防止基本方針

令和4年4月
青森県立八戸商業高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

そこで、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために下記に本校の「学校いじめ防止基本方針」を示す。

2 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内のいじめ防止対策委員会を通して組織的に行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 校内体制について

(1) いじめ防止対策委員会（資料1、資料2参照）

構成：校長、教頭、生徒指導部主任、学年主任、養護教諭、ハートフルリーダー、関係教員、その他校長が必要と判断した者（スクールカウンセラー、学校評議員、弁護士等）

役割：いじめの未然防止、早期発見。いじめを認知した場合、いじめの解決に向けた組織的な取組を検討する。

4 いじめの防止について

いじめの防止は学校いじめ防止プログラムに基づき、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認め合える人間関係を構築することをいじめの防止の基本理念とし、以下の対策を示す。

(1) わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくりの推進

生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間であり、学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは学習意欲を低下させ、悪循環となる。学力の向上だけを目的とした授業ではなく、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫することで、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

(2) 友人関係、集団づくり、社会性の育成を目的とした各種行事の推進

集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むことを目的とし、場や機会を提供する。各種行事を通じて、他の生徒や大人との関わり合いを通じて、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、お互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他の人から認められているといった自己有用感を獲得することを目指す。

(3) 規律ある学校づくりの推進

生活の乱れは生徒指導上の諸問題発生の入口であるという認識を持ち、容儀指導の徹底、期日や時間を厳守する態度の育成や挨拶の勧奨、清掃活動の充実など、自律した生徒を育成することで、すべての生徒が気持ちよくストレスない学校づくりを進める。

(4) 家庭・地域との連携

学校HPにて「学校いじめ防止基本方針」を公開し、周知を図ることで、いじめ問題は学校内だけでの問題ではなく、家庭や地域を含め、社会全体の課題であることの意識をもらい、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、理解と協力を仰ぐ。

5 いじめの早期発見について

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気づかなかつたというよりも、ささいな情報を放置したり、問題ではないと過小判断したりした結果、深刻化するものであるため、「早期発見」を心がける。そのための重要事項を以下に示す。

(1) 生徒のささいな変化に気づく

学級日誌、個人ノート、小テストの答案など、教職員と生徒の間で交わされるものを利用したり、養護教諭や部活動顧問とも情報交換し、生徒の変化に目を向けるよう努める。

(2) いじめを受けた生徒が相談しやすい体制の構築

定期的なアンケートや個人面談の実施など、あらゆる方法を示し、自己申告の他、第三者からの情報収集にも努める。

6 学校いじめ防止プログラム（早期発見へ向けた取組の年間計画と役割分担）

月	内 容		役 割
4月	登校指導 いじめアンケート	4－(3) 5－(2)	生徒指導部 生徒指導部
5月	登校指導 二者面談（1学年） スマホ・携帯安全教室	4－(3) 5－(2)	生徒指導部 1学年
6月	登校指導 いじめアンケート	4－(3) 5－(2)	生徒指導部 生徒指導部
7月	登校指導	4－(3)	生徒指導部
8月	登校指導 いじめアンケート	4－(3) 5－(2)	生徒指導部 生徒指導部
9月	登校指導	4－(3)	生徒指導部
10月	登校指導 いじめアンケート	4－(3) 5－(2)	生徒指導部 生徒指導部
11月	登校指導 スマホ・携帯安全教室	4－(3)	生徒指導部
12月	登校指導 いじめアンケート 三者面談（2学年）	4－(3) 5－(2) 5－(2)	生徒指導部 生徒指導部 2学年
1月	登校指導	4－(3)	生徒指導部
2月	登校指導 いじめアンケート 三者面談（1学年） 分掌反省評価会議	4－(3) 5－(2) 5－(2)	生徒指導部 生徒指導部 1学年 全教職員
3月	登校指導	4－(3)	生徒指導部

7 いじめ事案への対処について（資料2参照）

（1）いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けた生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全、安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

（2）いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを行った生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめを受けた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

（3）関係集団への対応

いじめを受けた・いじめを行った生徒だけではなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

（4）いじめを受けた生徒の保護者への対応

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・いじめを受けた事実に対しての理解を示す
- ・問題解決に向けての対策への協力を求める

（5）いじめを行った生徒の保護者への対応

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力している姿勢を示すと同時に、問題解決のための対策への理解と協力を求める
- ・何か気づいたことがあれば報告してもらう

（6）保護者同士が対立する場合などの対応

教員が間に入って、関係調整に努める。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で対応する。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会等の関係機関との連携も検討する

（7）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- ア 教育委員会との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
- イ 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ウ 福祉関係との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- エ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

いじめの解消は「いじめに係る行為が3か月以上止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

8 重大事態への対処について（資料3参照）

重大事態とは下記のア、イに該当する場合をさし、学校は重大事態の疑いが生じた段階で県教育委員会に報告するとともに、設置者は重大事態の調査主体を次の（1）または（2）のいずれかとする。

- （1）学校が調査主体の場合は、ただちに学校の下に重大事態の調査組織を設置し調査を開始する。また、調査が完了したら調査結果を設置者に報告し、それを踏まえた適切な措置を講ずる。
- （2）学校の設置者が調査主体の場合は、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に資料の提出など、調査に協力する。

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合
- イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

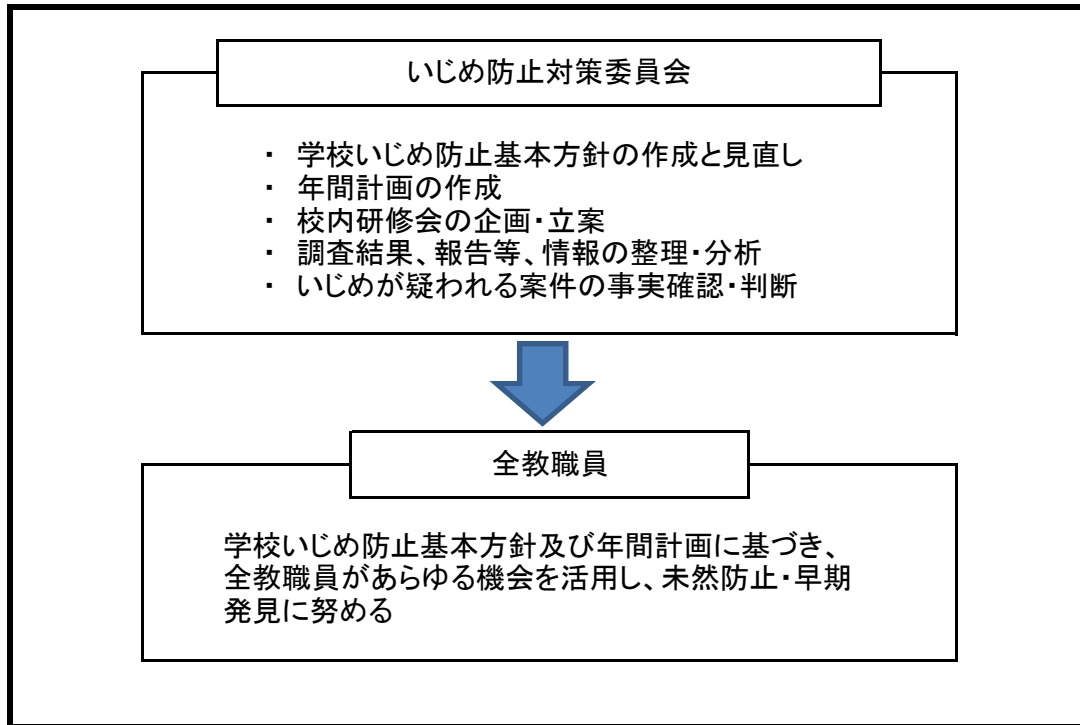
9 インターネット上のいじめへの対応

- （1）インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくいことから、生徒に対する情報モラル教育を一層充実させるとともに、保護者に対する啓発行動に取り組む。
- （2）インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐために、直ちに関係機関と連携し対応する。

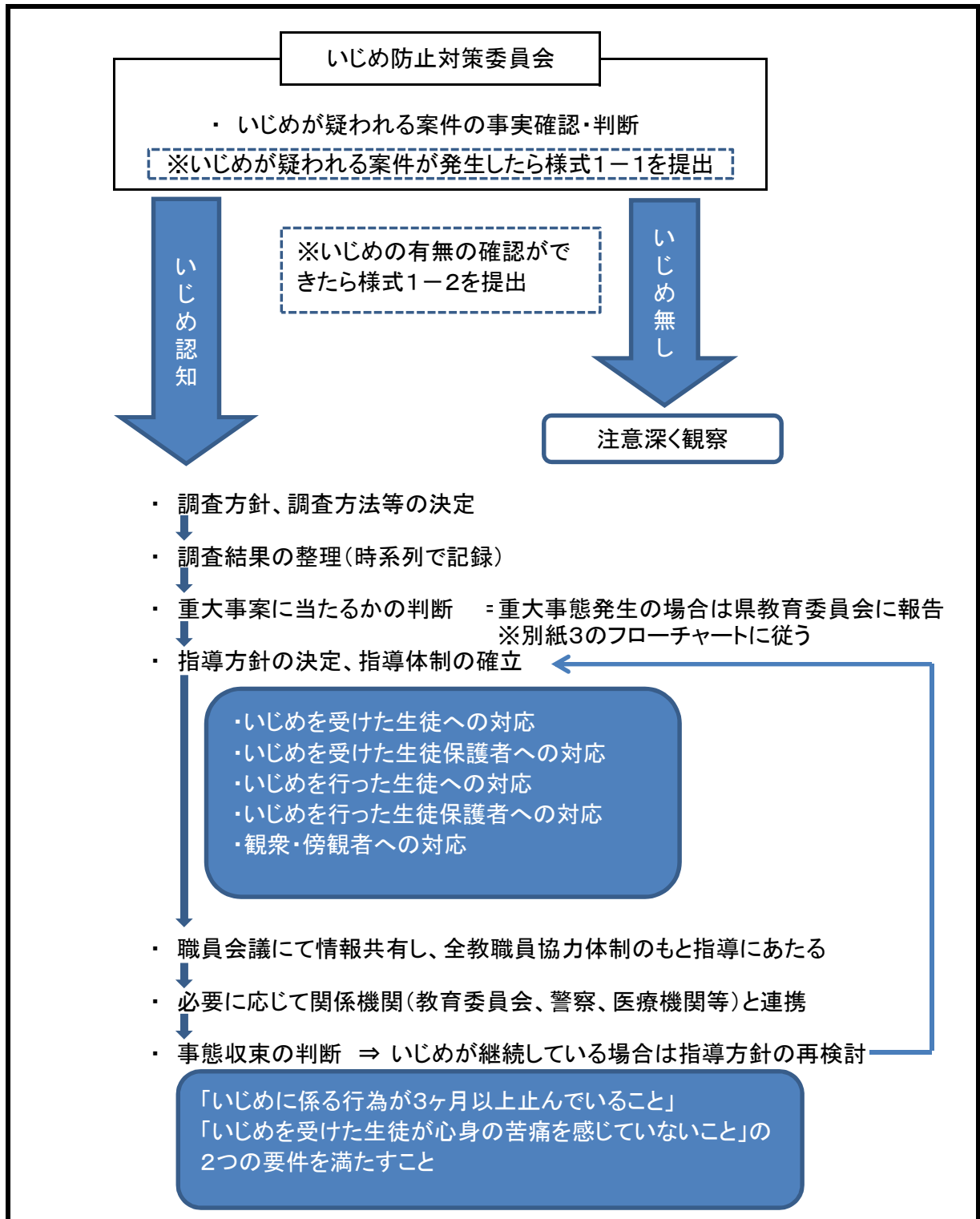
10 評価について

2月に行われる分掌反省評価会議にて、年間計画の取組状況及び成果を公表し、相互評価することで、学校方針の見直しと次年度の年間計画の立案に役立てる。

日常の指導体制(いじめの防止・早期発見)



いじめと疑われる事案発生時の組織的対応



学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力